

## 政策調整会議概要（11月29日開催分）

日時 令和4年11月29日（火曜日）11時00分～12時00分  
場所 市役所本館2階 会議室

【案件】（仮称）箕面市犯罪被害者等支援条例（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

### 出席者

委員 副市長、市政統括監  
担当部 人権文化部長、人権文化部担当副部長兼人権施策室長  
事務局 市政統括政策推進室職員

### 確認事項

- ・パブリックコメント素案の内容について

### 結論

- ・素案を了とし、パブリックコメントを実施すること。

### 質疑・意見等

Q:「犯罪等」の定義についてはどう考えるのか。

A:「犯罪等」の定義は「犯罪被害者等基本法」に基づく。具体的には警察との協議において、被害届の受理などを確認して進める。

Q:見舞金の支給対象となる具体的な要件はなにか。

A:具体的な要件としては、被害届が受理されており、警察において罪名が明らかなものについて、見舞金の支給を行う予定である。

Q:必ず被害届が要るわけではなく、現行犯逮捕も含まれると考えてよいか。

A:そのとおりである。

以上